

文書管理通信

No.44

1999年

5-6月



馬車の歌

目次

<特集>

北海道ニセコ町情報公開条例	2
---------------------	---

<雑誌・新聞情報>

雑誌	15
----------	----

情報公開法関連記事	21
-----------------	----

新聞	22
----------	----

<編集後記>

23

特 集

北海道ニセコ町情報公開条例

平成10年9月25日、ニセコ町情報公開条例が公布された。同条例は国内では「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（案）」「北海道情報公開条例」「大東市情報公開条例」「神奈川県情報公開条例」、国外では「情報自由法（米）」などの先駆的法律、条例を参考にしながらも独自の内容となっている。

ニセコ町情報公開条例の成立と公開手続

この4月1日から施行されたニセコ町情報公開条例は、これまでの条例にないユニークな特徴を備えている。それは、その手続（資料1）をみただけでも明らかである。

ニセコ町も前号で特集した大東市と同様、情報公開条例と同時に個人情報保護条例を制定した。これら2条例は、有識者で構成される「広報広聴検討会議」での議論、情報公開を求める市民運動事務局長・奥津茂樹氏の講演、まちづくり町民講座での検討、町民と職員によるワーキンググループでの検討、庁内においては「管理職会議」や係長以下の職員で構成される「庁内政策検討会議」など多様な会議の場の論議を経て立案されたものである（資料2）。

ニセコ町への11の質問

今回、当編集室はニセコ町に対し11項目のお尋ねをした。その質問に対するニセコ町のご回答を原文のままご紹介する。なお、ご回答を頂いたのは1999年3月23日である。

以下1～11までのゴシックは当編集室からの質問、A以下はニセコ町のご回答である。

1 ニセコ町情報公開条例の成立過程（経過）

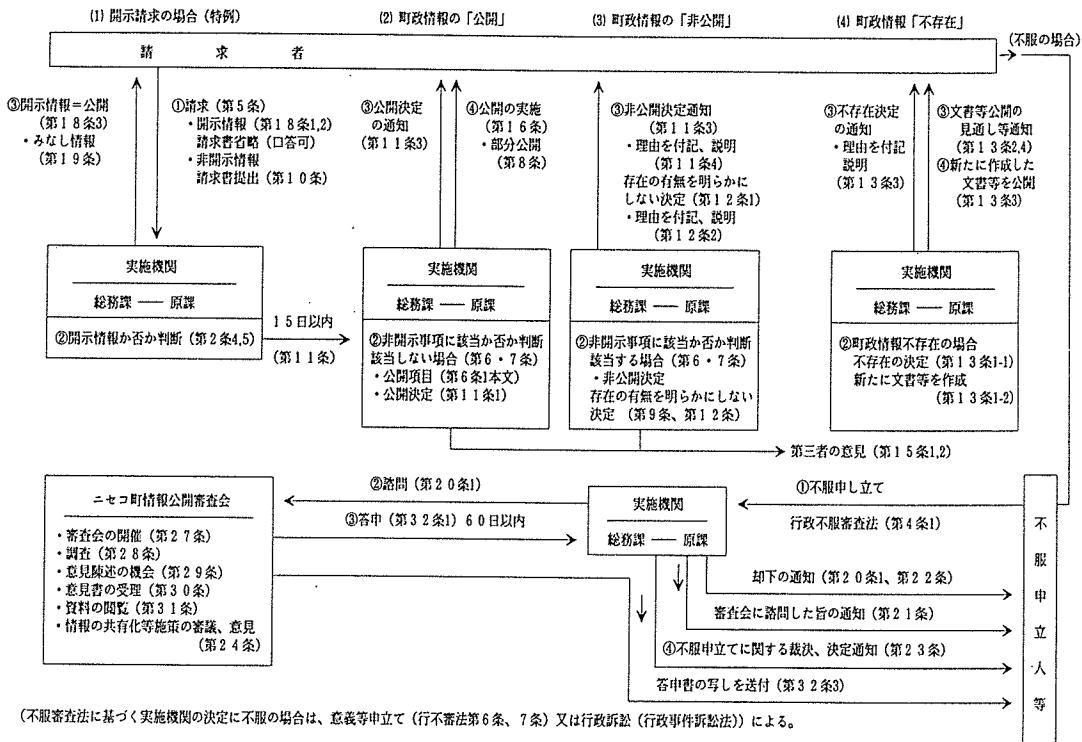
A ニセコ町ではこれまで、請求されて出す受け身型の情報公開制度より、住民が必要とする情報を自ら積極的に出すことによる「情報

共有のまちづくり」が重要と考え情報公開条例を制定しない方向での町政を進めてきた。そして、このような取組の具現化（自治体基本条例等）について検討するため、平成9年10月木佐茂男北海道大学法学部教授を座長とし、専門家や町民などを委員とする「広報広聴検討委員会」を設置し、併せて「まちづくり町民講座」などで住民との検討を開始した。

こうした検討の中で、情報公開については「公開が原則」としながらも一定の基準がないため、公開するか否かの判断に職員間や行政機関でばらつきが出るおそれがあること、情報公開制度が住民の権利として保障されていないことなどのマイナス要因が指摘され、条例化を求める町民の声も多く出された。このため、これら諸課題を解決し、情報共有を積極的に進めるステップとして、情報公開条例を制定する必要があると認識するに至った。

条例案作成にあたっては、住民との協議を実りあるものとするため、情報公開法を求める市民運動事務局長の奥津茂樹さんを招き「住民が求める情報公開とは」のテーマで、情報公開制度の意義やその活用などについて二度（初級編、上級編）の学習会を開催した。また「まちづくり町民講座」や公募した住民と職員によるワーキンググループでの検討、庁内職員の自主参加の政策研究グループや課長会議での検討を経て、条例案の作成を進めた。町民講座の論議では「アメリカの情報自由法

資料1 ニセコ町情報公開条例の手続図



(不服審査法に基づく実施機関の決定に不服の場合は、意義等申立て（行不審法第6条、7条）又は行政訴訟（行政事件訴訟法）による。)

（ニセコ町「ニセコ町情報公開条例の概要」1998.11.30より）

資料2 情報共有化推進作業スケジュール

平成9年度	平成10年度	平成10年度	平成11～12年度
◇10月1日「行政手続条例」施行	◇5月13日 「第3回広報広聴検討会議」開催 ・「ニセコ町情報公開条例」「ニセコ町個人情報保護条例」の方針について協議	◇9月11日 ・「情報公開を考える会」で協議	◇平成11年5～6月 「第5回広報広聴検討会議」開催 ・住民参加システムの方針について協議①
◇10月24日 「第1回広報広聴検討会議」開催 広報広聴活動についての意見交換	◇5月19日 ・課長会議で意見聴取	◇9月16日 ・条例原案を総務課に提出協議	◇平成11年10～11月 「第6回広報広聴検討会議」開催 ・住民参加システムの方針について協議② ・条例化の協議
◇2月12日 ・「まちづくり町民講座」 情報公開学習会 講師：情報公開法を求める市民運動事務局長 奥津茂樹さん	◇5月26日 ・各行政委員会等に方針の協議	◇9月17日 ・町議会議会運営委員会で情報公開条例、個人情報保護条例の内容説明	◇平成12年2～3月 「第7回広報広聴検討会議」開催 ・システム（条例案）の協議 ・条例提案
◇2月17日 「第2回広報広聴検討会議」開催 情報公開条例、個人情報保護条例 住民参加システムについて協議	◇5月28日 ・まちづくり町民講座で意見交換	◇9月22日町議会定例会に ・「ニセコ町情報公開条例」「ニセコ町個人情報保護条例」提案 25日可決、同日公布 (施行：平成11年4月～)	◇平成12年9～10月 「第8回広報広聴検討会議」開催 ・行政評価における住民参加システムについて協議
◇4月21日（平成10年度） 情報公開条例・個人情報保護条例について意見交換 ・「府内政策推進会議」	◇6月1日 ・「まちづくり町民講座」 情報公開学習会 講師：情報公開法を求める市民運動事務局長 奥津茂樹さん	◇11月～ 住民参加の検討会開始 ・情報共有、住民参加の仕組みについて協議	◇平成13年2～3月 「第9回広報広聴検討会議」開催 ・広報広聴の総合的あり方についてのまとめ
◇5月11日 ・第1回ワーキンググループ会議 開催、委員6名	◇7月1日 ・条例案の各行政委員会との協議	◇12月14日 「第4回広報公聴検討会議」開催 ・情報共有、住民参加の仕組みについて協議	
	◇7月15日 ・条例案の各行政委員会との協議完了	◇平成11年1～2月 ・まちづくり条例、基本条例及び市民参加条例等の先駆的条例の研究	
	◇7月16日 ・ワーキンググループ開催	* 情報共有、住民参加のシステムを構築するための検討	
	◇7月17日 ・条例案各行政委員会等最終協議	・「まちづくり条例」等の検討	
	◇7月30日 ・条例案各行政委員会等最終協議終了	・基本的な方針案作成	

（ニセコ町「ニセコ町情報公開条例の概要」1998.11.30より）

のようなものを」、ワーキンググループからは「情報公開審査会の運営や職務権限を明確にすべきだ」など多くの意見が住民から出された。

条例作成作業にあたっては、アメリカの情報自由法 (freedom of information Act=F O I A) の大きな特色である一定の情報については、市民からの請求を受けるまでもなく、政府が自ら進んで公開することを義務づけている「自動公開原則」と、町が現在進めている「情報共有化の取組」が同一の理念であり、請求も簡易であることから「公開を原則とする」条例のイメージを膨らませ、更に情報公開を請求する者にとって「請求書を書くこと」「請求する情報を目録などを見て特定すること」は大きな負担となることから、「住民の視点でつくること」「情報の共有化の推進を条例の基本理念として貫くこと」の二点に注意を払った。

本条例は、平成10年9月25日公布し、平成11年4月1日施行する。

2 前文でこのような表現形態（「私たち町民が……」）をとられた理由

A 町がめざす「まちづくりの理念」を明らかにするため、前文を設けた。

まちづくりの主体は町民であり、その基本は住民自治であることを「です・ます」体で平易に記述した。

3 第1条に「説明責任」「知る権利」を明記された理由

A 条例中の用語としての解釈を明確にする必要があると考え、「情報共有」とともに規定したものである。

「個人の知る権利」とは、個人が町に対して情報の提供を求める権利のことであり、この条例において明文化することにより、一層明確に本町における個人の権利として保障されることになる。「説明責任」とは、町民の知る権利に対応するものとして、町が町民に

対してその諸活動を説明する義務のことをいい、この条文において明文化することにより、町の義務を町民に対して全うすることとなる。

4 「町政情報」と「開示情報」をわけられた理由

A 情報の共有化の推進を図るため、更には請求者の負担増の軽減とを図るため、町が保有する情報を「非公開若しくは非公開となる可能性のある情報」と「情報を公開することに審査を要しない情報=自動的に公開すべき情報」に分類したものである。また、一般の町政情報の公開手続で公開した情報やそれと同種のものは、以後は開示情報とみなし取り扱うこととした。

5 請求権者を「何人も」とされた理由

A 「知る権利」は、民主主義に内在する情報収集権及び憲法の国民主権の理念を基礎に憲法各条文から導き出された基本的な権利である。この基本的な権利が、住む地域によって差別されることは、法の下の平等に反すること。また、町の運営経費は、本町のみの税収等によっているものではなく、広く国民の税が使われていること。さらに、国際平和を希求する日本国憲法の下の自治体として、国際社会との関係の中で住民の生活が成り立っていること。このようなことから「住むことに誇りを感じるまちづくり」を進める本町にとって、その運営は何人の監視にも耐え、説明責任が全うされるものでなければならないものである。こうしたことを総合的に考慮し、規定した。

6 多くの市町村が条例施行以前の文書を対象外としているにもかかわらず、過去の文書も公開の対象とされた理由

A 過去の文書（町政情報）を公開対象外とした場合、「町が保有する情報の公開の原則」に反するものであり、この原則に沿うものとした。更には、文書管理の未整備が情報を公

開しない理由にはならないと考えた。

7 第13条第1項第2号の意義

- A 情報不存在の場合の取扱いの一つとして、「不存在時の情報を新たに作成し、又は取得して、」公開する規定である。
このことは、不存在を理由に非公開に逃避することなく、求める情報の作成・取得義務を行政に負わせたものである。

8 第36条第3項の意義

- A 一定の補助団体に対して、町からの当該補助金の使途についての情報公開について努力義務を課したものであり、単に理念で終わることなく、実効性を担保するための規定である。

9 条例の成立過程において特に議論が交わされた条項及びその内容

A

(1)前文について

- 前文と目的規定の記述区分を明確にすること。
- 本情報公開条例は、本町のまちづくりのキーワードである「情報共有」の具現化を図る一環として制定するものであり、その理念を前文に記述することがよい。

(2)第2条第5号

- 「開示情報」のネーミングが、これまでの文書開示制度についての固定観念のある人々にとってわかりづらいものとならないか。
- 町民にとっては、新しい言葉であり問題はない。

(3)第3条

- 「プライバシー」の用語を使うことは妥当か。
- 「プライバシー」は日常的に使われている言葉であり、町民にとって馴染みやすい。用語の解釈を説明することによって、問題はないのではないか。

(4)第7条第1項(エ)

- ニセコ町職員以外の公務員は、別な独立した団体の職員等であり、職務上とはいえ、

公開対象とすることは妥当か。

- 公共課題を解決するため公務員が職務上する行為及びその職に関する情報は、その性格上当然公開、説明されるべきものであり、個人情報として保護すべき法益はないのではないか。

(5)第11条第4項

- 非公開決定、一部非公開決定の場合は非公開理由を書面で一方的に通知するだけよいのか。
- 行政に精通していない請求者にとっては、通知文書だけではわからないこともあるのではないか。きちんとした説明をすることが行政の責任ではないか。

(6)第11条第5項

- 非公開の理由が一時的なものは、公開できる時期を知らせることが必要だ。運用での対応は、恣意的対応となる可能性があり、条例化が望まれる。

(7)第13条第1項第2号

- 町政情報が不存在であることを理由に非公開となるケースが多くなることはないか。
- 本来作成されてしまうべき情報が、作成されていない場合も「不存在」とされることはないか。
- 職員の頭の中にあってペーパーなどに整理されていないが、町にとっても整理しておいた方が良い情報がある場合は、できる限り作成して公開することが町の情報共有の理念に沿うのではないか。
- 各種会議で簡易なものについては記録を省略しているが、その中でも町民にとって知りたい情報がある場合は、整理をして公開すべきではないか。

(8)第16条第4項

- 公開の日時・場所は、可能な限り請求者の利便性に配慮して実施すべきだ。

(9)第17条第1項及び第2項

- 受益者負担の原則からして、手数料は取るべきではないか。
- 住民以外の請求者に対しても手数料が無料

とは如何なものか。

- ・「行政が保有する情報は、本来住民の情報である」との視点に立てば、行政はそもそも町政情報を説明する責任がある。情報を見せることに手数料を取ることは、本制度の趣旨を損なうのではないか。
- ・写しの交付や送付などの場合は、実費を取ることで良いのではないか。

(10)第18条（開示請求に係る公開請求の特例）

- ・審査を要しない「開示情報」については、請求書の作成を省略し、「見せて」「どうぞ」で良いのではないか。
- ・職員の出張報告書などは、特別なものを除いては誰がみても構わない。
- ・特例を設けることにより手続き的権利が制限されていると解釈されるおそれはない。
- ・請求者や請求等の内容については、職員が台帳で管理すればよいことではないか。
- ・運用で行うことも可能と考えるが、請求者の便益については条例で規定する必要がある。

(11)第19条（開示情報とみなす町政情報）

- ・一度審査され公開決定された情報は、開示情報として扱うことが効率的ではないか。
- ・一度公開決定された情報であっても、後日公開できないものとなる可能性もあり得るのではないか。
- ・請求者の視点に立てば、一度公開決定された情報を再請求にあたって改めて審査するという行為は理解できない。同一情報であれば開示情報として扱うことが妥当ではないか。

(12)第35条（出資法人等）

- ・出資法人等については、現行の地方自治法の規定でも情報収集はできる。あえて規定する必要はあるのか。
- ・情報公開に対する考え方を共有し、ともに押し進める意味では規定することに意義があるのではないか。
- ・努力義務を規定するだけでは、実効性に疑問が残る。実効性を担保することが必要ではないか。

10 ニセコ町の人口、世帯数、面積

A 人口………4,545人
世帯数………1,799世帯
面積………197.13km²

(1999年3月1日現在)

11 ニセコ町の沿革の概略

A

- 明治34年11月 真狩村より分村独立「狩太村」となる。
大正11年7月 有島武郎無償による「農場開放宣言」をする。
昭和25年5月 羊蹄山が国立公園に指定される。
8月 「ニセコ」が道立公園に指定される。
9月 町制施行される。
昭和38年7月 ニセコ山系、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定される。
昭和39年10月 「狩太町」を「ニセコ町」に町名変更する。
昭和41年12月 太平洋クラブニセコモイワスキー場開設
昭和46年3月 過疎地城市町村に指定される。
昭和47年2月 ニセコ町振興公社設立(昭和48年7月ニセコ町土地開発公社となる。)
11月 ニセコアンヌプリ国際スキー場開設
昭和57年12月 ニセコ東山スキー場開設
平成9年11月 地方自治施行50周年記念自治大臣表彰受賞
平成10年2月 毎日新聞地方自治大賞奨励賞受賞

ニセコ町情報公開条例とは

今回のニセコ町のご回答、そしてニセコ町情報公開条例そのものにはニセコ町が何を目指しているのかが如実にあらわれている。前回の大東市の事例と併せて今回のニセコ町の事例は「何のために情報公開条例を制定するのか」という最も基本的な問題を提起している。

ニセコ町役場

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地
TEL(0136)44-2121/FAX(0136)44-3500

ニセコ町情報公開条例

(平成10年9月25日条例第17号)

目次

前文

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 町政情報の公開

第1節 町政情報の公開を求める権利等（第5条～第9条）

第2節 町政情報の公開の請求に関する手続等（第10条～第17条）

第3節 開示情報等の特例（第18条・第19条）

第4節 不服申立てに関する手続（第20条～第23条）

第3章 情報公開審査会（第24条～第34条）

第4章 出資団体等及び補助団体等の情報公開（第35条・第36条）

第5章 情報の共有化の推進（第37条～第44条）

第6章 補則（第45条・第46条）

附則

まちづくりの基本は、その主体である私たち町民が自ら考え、行動することにあります。そして、私たちが自ら考え、行動するためには、まちに関するさまざまな情報やまちづくりに対する考え方などが、私たちに十分に提供され、説明されていなければなりません。

このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。

今、一人ひとりの価値観が多様化し、社会経済情勢が大きく変わっていく中にあって、よりよい地域の創造のため、私たちは、歴史に学び、新たな価値の構築に向けて努力をしていくことが求められています。

私たちは、まちづくりの諸活動が、すべての人に開かれ、公正でわかりやすいものとなるよう、情報の公開と共有化を進め、住むことに誇りを感じ、喜びをわかちあえる郷土「私たちのニセコ」づくりのために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町の保有する情報の公開を請求

する手続きその他町政に関する情報の共有化について必要な事項を定めることにより、個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、もって、公正で分かりやすいまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）情報の共有化 町と町民とが町政に関する情報を保有し、及び活用することをいう。

（2）町の説明責任 町の諸活動を町民に説明する責任をいう。

（3）実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（4）町政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）及びこれらに類するもの（以下「文書等」という。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。

（5）開示情報 前号に規定する情報のうち、第6条各号及び第7条各号のいずれにも該当しない情報であって、公開することが通常明らかな情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、町政情報の公開を請求する権利が十分尊重されるよう取り扱うとともに、個人のプライバシー（私事その他の私生活に関する情報がみだりに公にされない権利その他の個人に関する情報を当該個人自らが管理する権利をいう。以下同じ。）の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の規定により町政情報の公開を受けた者は、これにより得た情報によって個人のプライバシーを侵害することのないようにするとともに、前文及び第1条に規定するこの条例の目的に即して適正にこれを利用しなければならない。

第2章 町政情報の公開

第1節 町政情報の公開を求める権利等 (町政情報の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対し、町政情報の公開を請求することができる。

(実施機関の公開義務)

第6条 実施機関は、前項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があったときは、当該公開請求に係る町政情報に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該町政情報を公開しなければならない。

(1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他 の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から市民を守るために公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要であると認められる情報

(2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人との信頼関係を著しく損なうと認められる情報

(3) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生ずるおそれのある情報

(4) 公開することにより、町政の公正又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 町の機関内部又は機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であって、公開する

ことにより、当該審議、検討又は調査等に著しい支障を生ずる情報

イ 町の行う事務若しくは事業（以下「町の事業等」という。）に関する情報であって、当該町の事業等の性質上、公開することにより、当該町の事業等の実施の目的を失わせ、又は当該町の事業等の円滑な実施に著しい支障が生じるおそれのある情報。

ウ 町と国等との間における照会、検討、協議及び調査研究等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障が生じると認められる情報

(公開してはならない町政情報)

第7条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る町政情報に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、当該町政情報の公開をしてはならない。

(1) 個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧できるとされている情報

イ 公開することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 職務の遂行に係る場合の公務員又は公務員であった者の氏名、地位及び当該職務に関する情報

(2) 法令等の規定により公開することができないと明文で規定され、又は当該法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報

(町政情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る町政情報に、次

に掲げる情報が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるとときは、その部分を除いて、当該町政情報の公開を行わなければならない。

(1) 第6条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する情報

(町政情報の存在の有無に関する情報の取扱い)

第9条 実施機関は、公開請求に係る町政情報が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該町政情報の存在の有無を明らかにしないことができる。

第2節 町政情報の公開の請求に関する手続等
(公開請求の方法)

第10条 町政情報の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求に係る町政情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開請求に対する決定)

第11条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る町政情報の公開を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る町政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、同項に規定する書面にその理由を付記し、併せて請求者に説明しなければならない。

5 実施機関は、前項に規定する決定の理由が一時的なもので、当該町政情報又は公開しない部分について公開できることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その旨及び当該時期を第3項の書面に付記し、併せて請求者に説明しなければならない。

6 第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が公開を行うかどうかの決定を行わないときは、請求者は、公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(情報の存在の有無を明らかにしない決定)

第12条 実施機関は、第9条の規定により情報の存在の有無を明らかにしないときは、公開請求があつた日から起算して15日以内に、その旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合においては、当該書面にその理由を付記し、併せて請求者に説明しなければならない。

3 前条第2項及び第6項の規定は、第1項の決定について準用する。

(公開請求に係る町政情報が不存在の場合の手続)

第13条 実施機関は、公開請求に係る町政情報が存在しないときは、公開請求があつた日から起算して15日以内に、次の各号のいずれかの措置を執らなければならない。

(1) 当該町政情報が不存在であることを理由として公開をしない旨の決定をすること。

(2) 当該公開請求に係る町政に関する文書等を新たに作成し、又は取得して、当該文書等を請求者に対して公開する旨の決定をすること。

2 実施機関は、前項第2号の決定をしたときは、請求者に対し、速やかにその旨、同号の規定による公開の時期についての見通しその他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 3 第11条第2項から第6項まで（第5項を除く。）の規定は第1項第1号の決定に、同条第2項及び第6項の規定は第1項第2号の決定について準用する。
- 4 実施機関は、第1項第2号の決定に基づき関係する文書等を新たに作成し、又は取得したときは、請求者に対して、速やかに当該文書等により公開請求のあった町政情報を公開する旨その他規則で定める事項を書面により通知するものとする。

（事案の移送）

第14条 実施機関は、公開請求に係る町政情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において前3条の規定による決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送した実施機関は、当該請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関は、当該公開請求に対する前3条の規定による決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項及び第13条第1項第2号の規定により文書等の公開をする旨の決定をしたときは、当該実施機関は、第16条の定めるところにより、当該文書等の公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見の聴取）

第15条 実施機関は、公開請求に係る町政情報に、町及び請求者以外の者（以下この条及び第20条から第22条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、第11条第1項及び第12条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る町政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、第11条第1項及び第13条第1項第2号の決定（当該公開請求に係る

町政情報の全部又は一部を公開する旨の決定に限る。）をする前に、当該第三者に対し、公開請求に係る町政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている町政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号アからウまで及び第7条第1号ウに規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている町政情報であって第6条各号のいずれかに該当するものについて、当該第三者に関する情報を有する部分を含む町政情報を公開する旨の決定をしようとするとき。
- 3 実施機関は、第三者が前2項の規定に基づき当該第三者に関する情報を有する部分を含む町政情報を公開することに反対の意見を述べた場合において、当該部分を含む町政情報を公開する旨の決定をするときは、当該決定の日と公開を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見を述べた者に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第16条 実施機関は、第11条第1項の規定に基づき町政情報の公開をする旨の決定（以下「公開決定」という。）を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該町政情報の公開を行わなければならない。

- 2 前項の規定による公開は、公開請求に係る町政情報の閲覧若しくは写しの交付により行う。ただし、実施機関が必要と認めるときは、地域情報化の進展状況等を勘案して別に規則で定める方法により行うことができる。
- 3 実施機関は、公開請求に係る町政情報を公開することにより、当該情報を記録した文書等を汚損し、又は破壊させるおそれがあるとき、第8条の規定による公開を行うときその他合理的な理由のあるときは、当該文書等を複写し、又は当該文書等から出力し、若しくは採録したものにより、公開を行うもの

とする。

4 第2項の規定による閲覧又は写しの交付による町政情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。この場合において、実施機関は、請求者の利便を考慮して当該日時及び場所を指定するものとする。

5 第2項から前項までの規定は、第13条第1項第2号の決定に係る文書等の公開について準用する。
(手数料等)

第17条 町政情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 請求者が町政情報の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該町政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより、前項の費用を免除することができる。

第3節 開示情報等の特例

(開示情報に係る公開請求の特例)

第18条 開示情報に係る公開請求については、第10条の規定にかかわらず、同条の請求書の提出を省略することができる。

2 前項の場合において、公開請求をしようとする者は、実施機関に対し、第10条各号に掲げる事項を告げなければならない。

3 実施機関は、開示情報の公開請求があったときは、第11条第1項及び第2項並びに第16条第1項の規定にかかわらず、速やかに当該開示情報について公開決定をするとともに、当該開示情報の公開を行うものとする。

4 前項に規定する場合において、実施機関が請求者に対して直ちに当該公開請求に係る開示情報を公開するときは、実施機関は、第11条第3項の規定による通知を発しないことができる。この場合には、当該開示情報の公開をもって当該開示情報の公開決定があったものとみなす。

5 前各項の規定は、開示情報について、前節の定めるところによる請求者の公開請求に関する手続的権利に制限を課したものと解釈してはならない。

(開示情報とみなす町政情報)

第19条 実施機関は、第2条第5号に該当しない情

報であっても、公開決定及び第13条第1項第2号の決定を行った町政情報は、第2条第5号に規定する開示情報とみなして取り扱うものとする。

第4節 不服申立てに関する手続

(不服申立て)

第20条 第11条第1項、第12条第1項並びに第13条第1項第1号及び第2号の決定(以下「公開決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、ニセコ町情報公開審査会(以下「審査会」という。)に当該不服申立てに対する裁決又は決定について諮問しなければならない。

- (1) 当該不服申立てが明らかに不適法である場合
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る町政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る町政情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について第15条第1項又は第2項の規定に基づき第三者が公開に反対する旨の意見を述べているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 第15条第1項又は第2項の規定に基づき公開に反対する旨の意見を述べている第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 同項の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該決

定に係る町政情報を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該町政情報の公開を反対する旨の意見を述べている場合に限る。）

（諮問に対する答申の尊重）

第23条 第20条の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

第3章 情報公開審査会

（設置）

第24条 第20条の規定による実施機関の諮問に応じて行う不服申立てについての審査及び情報の共有化の推進に係る調査審議をするため、ニセコ町情報公開審査会を設置する。

（組織）

第25条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、町政情報の公開に関し識見を有する者うちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審査会の庶務は、総務課において行う。

（会長及び副会長）

第26条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 審査会は、次条第1項に関するものその他その審議する内容が公開することに適さないと審査会が認めるものを除き、その会議を公開するものとする。

（不服申立てにおける審査会の調査権限）

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開請求に係る町政情報の提示を求

めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された町政情報の公開を請求することはできない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開請求に係る町政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法に分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第20条の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、不服申立人、参加人、実施機関の職員その他関係者（以下「不服申立人等」という。）から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第30条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第31条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者（行政不服審査法第33条第3項に規定する第三者をいう。）の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による写しの交付について準用する。

(諮詢に対する答申)

第32条 審査会は、実施機関に対し、書面により、

第20条の規定による諮詢があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するほか、当該不服申立てに関連した情報の共有化に関する施策についての意見を付すことができる。

(1) 当該不服申立てに対して実施機関がなすべき裁決又は決定の種類及びその理由

(2) 答申の内容について少數意見があるときは当該少數意見

3 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを不服申立て人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

(情報の共有化の推進に関する審査会の調査等)

第33条 審査会は、情報の共有化の推進に関して必要があると認めるときは、実施機関に対し、資料の提出を求め、その職員から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

2 審査会は、情報の共有化の推進に関して必要があると認めるときは、当該推進に関する制度及び施策について、実施機関に意見を述べることができる。

(会長への委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 出資団体等及び補助団体等の情報公開
(出資法人等の情報公開)

第35条 町が出資している法人及び団体であって、当該出資法人等の資本金、基本財産又はこれらに類するもののうち2分の1以上の額を町が出資しているもの(以下「出資法人等」という。)は、次の各号の定めるところによるほか、その管理する情報で町民その他町政に関係を有する者(以下この条及び次条において「町民等」という。)が必要とするものを、町民等に公開するよう努めるものとする。

(1) 法令

(2) その設立に関して主務官庁の許可を要する場合における当該許可の条件又は当該出資法人等の保有する情報の公開に関する当該主務官庁の行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条

第6号の規定する行政指導をいう。)若しくは処分

2 実施機関は、出資法人等が保有する情報であって実施機関が町政情報として保有していないものについて第11条の規定に基づき町民等から公開請求があった場合において、当該出資法人等の保有する情報が第7条各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該出資法人等から当該情報を取得して、第11条第1項又は第13条第1項第2号の決定をするよう努めなければならない。

3 実施機関は、第1項(各号を除く。)の規定による公開の実効性を確保するため、当該公開の具体的な内容、方式、手続等について定める協定(これに類するものを含む。)を出資法人等と締結する等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(補助団体等の情報公開)

第36条 町から1会計年度の間に100万円以上の補助金(これに類するものを含む。以下この条において同じ。)を受けている法人その他の団体(以下「補助団体等」という。)は、当該補助金の内容及び用途に関する情報で町民等の必要とするものを、町民等に公開するよう努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する情報であって実施機関が町政情報として保有していないものについて第11条の規定に基づき町民等から公開請求があったときについて準用する。

3 町長は、補助団体等に対して補助金の交付を行うときは、第1項の規定による公開の実効性を確保するため、当該公開の具体的な内容、方式、手續等に関する補助条件を付する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 情報の共有化の推進

(情報の共有化に関する基本方針)

第37条 実施機関は、町政を進める上で町民が必要とする情報の作成及び取得に努め、町政情報を正確で分かりやすく町民に提供し、町民がこれを的確かつ容易に利用できるよう、情報の共有化のための施策の拡充に努めなければならない。

(町長の調整権)

第38条 町長は、町長以外の実施機関に対し、町政情報の公開その他の情報の共有化に関し、報告を求

め、又は助言を行うことができる。

(付属機関等の会議の公開)

第39条 第27条第4項及び他の法令等に定めるもののほか、実施機関に置く付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する付属機関をいう。）及びこれに類するもの（次項において「付属機関等」という。）は、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、不服申立て、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであってそれが第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当し、会議を公開することが適当ないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、付属機関等の会議について、会議終了後、速やかに会議録を作成するよう努めなければならない。

(町政情報の管理)

第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用その他の情報の共有化に資するため、町政情報を適正に管理しなければならない。

(公開請求に係る情報の提供等)

第41条 実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する情報の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第42条 町長は、毎年度終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(制度の周知)

第43条 実施機関は、町民がこの条例に定める情報の共有化に関する諸制度を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(制度の改善)

第44条 町長は、この条例に定める情報の共有化に関する諸制度を適正に運用するよう努めるとともに、必要に応じてその改善を行うものとする。

第6章 補則

(他の制度との調整)

第45条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、町政情報を閲覧若しくは縦覧し、又は当該町政情報の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合における当該町政情報の閲覧及び縦覧並びに謄本、抄本等の交付については、適用しない。

(実施機関への委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第37条及び第43条の規定は公布の日から施行する。

(適用範囲)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において実施機関が保有する町政情報について適用する。ただし、次の各号に掲げる規定の適用については、施行日以後に実施機関が作成し、又は取得した町政情報から適用する。

(1) 第35条第2項に規定する出資法人等が保有する情報であって実施機関が町政情報として保有していないものに係る同項の規定

(2) 第36条第1項に規定する当該補助金の内容及び使途に関する情報で町民等の必要とするものであって実施機関が町政情報として保有していないものに係る同条第2項の規定

(経過措置)

3 施行日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した町政情報に関するこの条例の適用については、第11条第1項及び第2項（第12条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。）、第12条第1項並びに第13条第1項中「15日」とあるのは「30日」と、第32条第1項中「60日」とあるのは「90日」とする。

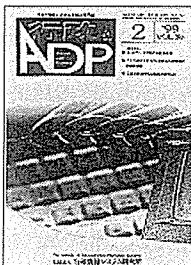
雑誌・新聞情報

雑誌

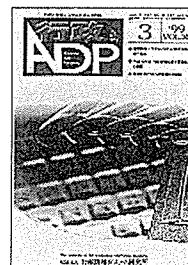
掲載目次のうち太字で書かれたものについて
は20ページに記事紹介を掲載しております。

目次紹介

「行政&ADP」社団法人 行政情報システム研究所 TEL (03)3640-3211



VOL. 35
NO. 2
1999年2月号
(通巻408)



VOL. 35
NO. 3
1999年3月号
(通巻409)

- <随想>
- まかせる・まかせない
- <講演要旨>
- ネットワークで起こる社会革命
- <海外視察報告②>
- ドイツ及びイタリアにおける行政情報化の最新動向
- <文書事務効率化への取組み事例(2)>
- 通産省文書事務システムの展開
- <ネットワーク社会における電子文書の潮流(8)>
- 電子文書の導入計画　—PDFを中心に—>
- <平成9年度利用研／調査研究報告(9)>
- 高速大容量通信技術の動向
- <政治・経済を見つめて(211)>
- 政界の世代交代は60歳の攻防
- <System's Eye>
- インターネット考：匿名時代の功罪
- <システム化のコツ(63)>
- 情報操作による囲い込み
- <パソコン初級ユーザ塾(32)>
- プレゼンテーション入門(その5)>
- <Talk & topics>
- <都市に関する断章 第83回>
- <波瀬万丈 第81話>
- <最近の動き>
- <IAISインフォメーション>

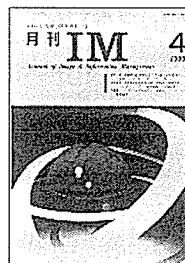
- <随想>
- 情報化社会と人間の感性
- <地理情報システム(GIS)に関する国取り組み>
- <平成10年度 行政情報化基本調査結果の概要>
- <次世代インターネット端末の登場
—NCTV™—>
- <第30回 海外行政ADP調査団報告>
- 海外における行政情報化の動向(1)
- <ネットワーク社会における電子文書の潮流(9)
—PDFの関連情報—>
- <行政情報提供端末でインターネットの行政情報にアクセスしてみませんか>
- <資料>
- バーチャル・エージェンシーについて
- <政治・経済を見つめて(212)>
- 「中曾根的保守」と「小沢的保守」
- <システム化のコツ(64)>
- 緊急提言「メールアドレスのチェック」を！>
- <System's Eye>
- 期末雑感
- <パソコン初級ユーザ塾(33)>
- プレゼンテーション入門(その6)>
- <都市に関する断章 第84回>
- <Talk & topics>
- <波瀬万丈 第82話>
- <最近の動き>
- <IAISインフォメーション>

「月刊 IM」

社団法人 日本画像情報マネジメント協会
TEL (03)3254-4671・4672



1999-3月号
第38巻 第3号
通巻第338号



1999-4月号
第38巻 第4号
通巻第339号

<ケース・スタディ>

- 沖縄タイムス社の紙面CD-ROM化について
- <法律問題 Q & A>
- 1. 16mmマイクロフィルムの撮影証明書部分接合の件
- 2. PL法対象技術資料の保管に適切な記録材料について

<マイクロ写真の基礎 Q and A -27>

- マイクロフィルムの具体的な保存方法(1)
- <連載読物>第1回
- ちょっとだけ面白い? “奇奇”管理学
- <JIIMA '98特別セミナー>
- 「米国におけるドキュメント管理の現状とAIIMの活動状況」
- <海外事例>
- ウェストチェスター郡事務所の公文書保管システム

<報告>

- 夢を売る人
—メリーランド大学所蔵<プランゲ文庫>展開催報告
- <連載>第3回
- 記録メディアの法的証拠性
- <ニュース・アラカルト>
- 「地球環境と記録史料の保存」研究集会開催される、
KIU '99新春賀詞交歓会開かれる、第3回DJIエグゼクティブセミナー案内、桜工業写真(株)人事異動
- <新製品紹介>
- 文書検索の決定版「ファイル探偵」、光ファイリングシステム「リファイルαシリーズ」、技術文書・図面・CADデータ管理「Docu Space」
- <JIIMA NEWS>
- <IM編集委員から>

<ケース・スタディ>

- 美唄市における既存の什器及びパソコンを使ったファイリングシステムの導入

<ケース・スタディ>

- 松田家旧蔵「野村胡堂関係書簡」
—マイクロフィルムと電子画像による資料保存—
- <マイクロ写真の基礎 Q and A -28>
- マイクロフィルムの具体的な保存方法(2)
- <連載読物>第2回
- ちょっとだけ面白い? “奇奇”管理学
- <連載>
- アーカイブズのA B C (4)最終回
アーキビストの職業倫理
- <連載>第4回
- 記録メディアの法的証拠性
- <海外事例>
- トップ イメージ システムズ インク
- <JIIMA SHOW 調査報告>
- 36th 画像情報マネジメントショウ～JIIMA'98～
- <コラム>第2回
- 合法的な戦争
- <ニュース・アラカルト>
- 関西イメージ情報業連合会・平成11年度総会並びに新年互礼会、ARMA東京支部セミナー、デジタルイメージングフェアTOKYO'99開催・(株)フジカラー・サービス、富士写真フィルム(株)'99新春イメージマネージングフェア開催、MINOLTA Document Solution'99開催、(株)ハツコーエレクトロニクスデータエンターティーナー'99開催、金融・証券文献目録1975-1997CD-ROM発売

<新製品紹介>

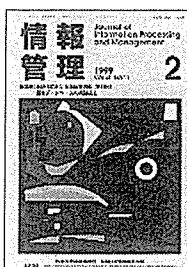
- キヤノンドキュメントレコーダー「CD-4046」、
「KIP2950」、三井化学(株)「Smart CD V2.6J」、
多用途検索システム「盛り多けんさく」、データウェアハウス「ギガシート」、イメージ対応データエンターマシン「EM586シリーズ」

<JIIMA NEWS>

<IM編集委員から>

「情報管理」

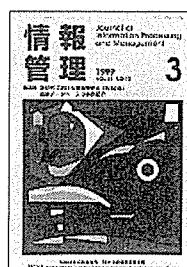
科学技術振興事業団
TEL (03)5214-8415



VOL. 41

NO. 11

Feb. 1999



VOL. 41

NO. 12

Mar. 1999

- 第33回 科学技術情報振興賞授賞報告
- 第33回「科学技術情報振興賞」の選考を終えて
- 科学技術情報振興賞を受賞して
- 講演：ベンチャー企業と情報の活用
- 講演：インターネット時代の科学技術データベース
- 紹介：物質索引支援システム
—新しいC/S型 JICST化合物辞書登録システム—
- 講座：新時代における情報提供術
[第11回] 画像データベースの構築技法
- 科学技術の体制を築いた人々：23. アメリカ大統領
科学補佐官制度の誕生
—ゴールデン勅告とスポートニク・ショッカー
- データベース余話：8. DIALOGのこと（その4）
- 情報便利屋の日記：インターネット
- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る 電子認証
- キーワード設定の現場から：Macintosh
- 図書紹介
- 図書紹介
- 情報界のトピックス
- 国際会議案内
- Pin up
- 海外文献紹介
- 編集後記

- 論文：NTT武藏野研究開発センターの図書情報システム
- 論文：人文科学分野における引用文献の利用
- 紹介：研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）
- 講座：新時代における情報提供術
[第12回] 画像データベースの事例紹介
- ミニ・シリーズ：説得力のある英語論文とは？
6. 口頭発表時の注意
- 科学技術の体制を築いた人々：24. 近代科学技術体制の特徴と21世紀への改革の視点
- データベース余話：9. DIALOGのこと（その5）
- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る データマインニング
- キーワード設定の現場から：発想する検索
- 集会報告
- 情報界のトピックス
- Pin up
- 海外文献紹介
- 編集後記
- 巻末索引

ちょっとお時間いいですか？（「富士の異常湧水」その1）

山梨県にある富士五湖は流入河川がほとんどなく、富士の湧水をたたえた湖です。私は冬になるとその中の一つ、河口湖に行くことを毎年恒例としているのですが、4年ほど前、湖面の水位が異常に下がりました。そして、その年にほぼ全面氷でおわれる河口湖の姿を初めて目にしました。湖畔にある民宿の方によると、「こんなことは今までになかった。」とのこと。この減水は一時的なものだと思っていたのですが、翌年、水位は戻らず、更に下がっている様にも見えました。その翌年も水位に変化はなく、むしろその状態がそのころの平水だったのでしょうか。昨年の秋に異常湧水の騒動が起きたとき、私は近年の減水とこの増水を勝手に結び付けて、たまっていた水が一度出てきているのだと、一人で納得していました。

(つづく)

「情報の科学と技術」

社団法人 情報科学技術協会
TEL (03)3813-3791



VOL. 49
1999
NO. 2



VOL. 49
1999
NO. 3

特集=図書館のマーケティング

- 特集「図書館のマーケティング」の編集にあたって
- 図書館のマーケティング 一顧客満足の視座一
- 図書館のマーケティング
- ウラ・ダストリカーナ氏による「経営戦略的マーケティング」
- 公共図書館とマーケティング 一浦安市立図書館の場合一
- 大学図書館の新たなサービスのためのマーケティングについて
- 序説：企業図書館のガバナンスとリレーションシップ・マーケティング
- 連載：INFOSTA談話室(14) 書き散らしの記
- INFOSTA Forum(97) タッチパネル
- 協会だより
- 編集後記

特集=音楽・映像のドキュメンテーション

- 特集「音楽・映像のドキュメンテーション」の編集にあたって
- 音楽メディアのドキュメンテーションにおける問題点
- 世界の映画保存事情とフィルム・アーカイブ
- 放送番組の収集、保存、公開
- 米国のテレビニュース資料アーカイブズ
- 映像メディアの収集
- 大学図書館における視聴覚資料のハンドリング
- 連載：INFOSTA談話室(15) マルチメディア時代の情報科学
- 1998年度情報検索基礎能力試験 試験問題
- 1998年度データベース検索技術者認定試験 1級試験問題
- 1998年度データベース検索技術者認定試験 2級試験問題
- INFOSTA Forum(98) 同年齢の市民と同等の権利
- 書評・新刊紹介
- 協会だより
- 編集後記

ちょっとお時間いいですか？（「富士の異常湧水」その2）

昨年秋から始まった異常湧水によって、静岡県富士宮市では湧水の水圧でアスファルトが持ち上げられ、穴があくなどの被害が出たり、富士五湖周辺では新しく6番目の湖ができたりする現象が起こっていますが、その原因や予知方法などはわかっていないようです。

富士宮市の郷土史料で、140年程前に書かれた「袖日記」によると1857年（安政4年）8月6日「畑、人家の差別なく清水わき出」て難儀したと記述されているそうです（「読売新聞」平成10年10月25日付朝刊）。

異常湧水はほぼ沈静化し、市道の復旧のめどもつきましたが、雨量や川の流量などの情報分析や検討をどのように予知や諸対策につなげるかが課題であり富士宮市では「情報連絡会議」を設置して市民からの情報提供も呼び掛ける（「静岡新聞」平成11年3月26日付朝刊）とのこと。今回提供された情報の記録は何十年後かに同じ様なことが起こったときに参考となるでしょう。（おわり）

「地方自治コンピュータ」

社団法人 地方自治情報センター

TEL (03)5214-8004



VOL. 29

1999-2月号

NO. 2



VOL. 29

1999-3月号

NO. 3

<随想>

- 変化し続ける情報化の方向性
- <特集／電子決済>
 - 「郵便貯金ICカード実証実験」の概要
～安全で便利なキャッシュレス社会の実現のために～
 - 都営交通キャッシュレス実験について
 - 京都デビットカードシステムについて
 - CCCコンソーシアムにおけるEC実証実験
 - 電子決済の進展と電子マネーの動向
～NTT電子現金“スーパーキャッシュ”実証実験概要～

<Topics>

- GPSを活用した徘徊探知システムのトライアル開始について
- GIS（地理情報システム）を活用した津久見市「高齢者みまもり」事業について
- <時の動き>
 - 第16回地方公共団体OAフェア見聞記
 - コンピュータ<世纪末>論序説 一なんて大上段に振りかぶる気はないけれど
- <こんにちは>
 - 熊谷市情報管理課です
- <健康情報>
 - 緑茶のすすめ
- <まとりくす>
 - OLのサラダライフ
- <情報政策室からのお知らせ>
- <地方自治情報センターからのお知らせ>
- 教育研修部からのお知らせ
- OAライブラリィ・メールサービスの御案内
- 編集後記

<隨想>

- 21世紀に向けた北区の展望
- <特集／コミュニケーションフォーラム>
 - 「地方公共団体コミュニケーションフォーラム'98」が開催される

- 「情報ネットワーク社会と地域コミュニティ」
- 「電子商取引と情報セキュリティ」

<Topics>

- こしがやエコネットワークシステム
越谷市相方向性環境資源情報システム整備事業
- グループウェアの導入とCATVを利用した情報ネットワーク
- 岐阜県市町村職員研修情報システムについて
- アメリカの情報化事情
- <時の動き>
 - コンピュータ<世纪末>論（中）～「大きいことはいいことだ」からの脱却～
- <こんにちは>
 - 佐倉市情報システム課です
- <健康情報>
 - 胃潰瘍について
- <まとりくす>
 - 中学生・高校生とお年寄り
- <情報政策室からのお知らせ>
- <地方自治情報センターからのお知らせ>
- 教育研修部からのお知らせ
- OAライブラリィ・メールサービスの御案内
- 「地方自治コンピュータ」主要目次
- 編集後記

雑誌記事紹介

文書事務効率化への取組み事例(2)

—通産省文書事務システムの展開—

通商産業省大臣官房総務課 田村久夫

通商産業省の文書事務システム化の現状及び方向性について概要を紹介するシリーズ。2回目の今回は、業務合理化・事務効率化の具体方策である電子決裁システムを紹介。試験運用の概要と結果、導入への展開方針と課題などについて解説している。

1 電子決裁システムとは／2 システムの仕組み／3 システムの操作イメージ／4 電子決裁試験運用の結果／5 電子決裁実施についての考え方／6 最後に
「行政&ADP」2月号

ネットワーク社会における電子文書の潮流(8)、(9)

東京経営短期大学 経営税務学科教授 野口正雄

(8)電子文書の導入計画 一PDFを中心に一

オフィスシステムの導入計画を例示し、その中の電子文書の取扱方法を説明する。また、導入済のオフィスシステムにPDFを単独に追加導入する場合についても解説する。

第1部／1 オフィスシステム導入計画 [Phase-I]／2 オフィスシステム導入計画 [Phase-II]／3 オフィスシステム導入計画 [Phase-III]／第2部／1 全般的指針／1-1 導入目的の確認／1-2 システムの調査・分析／1-3 電子文書の要件／2 開発／2-1 導入計画／2-2 電子文書システム開発／2-3 テスト・検討・修正／3 実施／3-1 移行・実施／3-2 評価・改善
「行政&ADP」2月号

(9) 一PDFの関連情報一

PDFを効果的に利用するための参考となる書籍類を紹介する。

はじめに／1 書籍類／1-1 マニュアル類／1-2 一般ガイド、その他／2 パンフレット類／3 Web上の情報源
「行政&ADP」3月号

平成10年度 行政情報化基本調査結果の概要

総務庁行政管理局行政情報システム企画課

国の行政機関25省庁、6222ヶ所（対象職員数583,398人）を対象として、情報機器の利用状況、ネットワーク化の状況等を調査した、行政情報化基本調査の結果の概要報告。

調査の概要／1 調査の目的／2 調査対象機関／3 調査時期／調査結果／1 情報機器の設置状況／2 コンピュータ・ネットワークの状況／3 主なコンピュータの運用状況／4 情報システム関係予算額の推移
「行政&ADP」3月号

マイクロ写真の基礎 Q and A

富士写真フィルム㈱ 金澤勇二

〈27〉マイクロフィルムの具体的な保存方法についての解説の1回目。今回は、保存容器の材質や調湿剤について解説している。

1.マイクロフィルムの保存条件／2.保存環境条件／3.具体的な保存方法 「月刊IM」3月号

〈28〉マイクロフィルムの具体的な保存方法についての解説の2回目。調湿方法の続き。

3.具体的な保存方法 「月刊IM」4月号

記録メディアの法的証拠性〈第3回〉〈第4回〉

記録・史料管理研究所代表 松本吉之助

多様化している記録メディアの法的証拠性について論じる連載。

〈第3回〉磁気テープ・磁気ディスク、電子ファイル等の文書性について論じている。

1.文書とは（続）／2.法的証拠性・証明力 「月刊IM」3月号

〈第4回〉昨年施行された民事訴訟法231条によって、文書以外でも証拠能力を持ち得ることになったとの解釈を採用しない筆者が、その根拠を論じている。

「月刊IM」4月号

ケース・スタディ

美唄市における既存の什器及びパソコンを使ったファイリングシステムの導入

美唄市役所総務部行政管理課 主事 中茎英俊

美唄市におけるファイリングシステムの導入を手順を追って詳しく紹介している。同市は、ファイリング導入にあたって収納什器の新規購入はしていない。

1.美唄市の概観／2.ファイリング導入の経緯／3.導入の準備／4.初年度の導入／5.本導入／6.パソコンを使った導入／7.導入効果及び今後の課題
「月刊IM」4月号

[連載] アーカイブズのABC 〈第4回・最終回〉

アーキビストの職業倫理

国際資料研究所代表 小川千代子

文書館と資料保存の基本的事項について解説する連載の第4回（最終回）。アーキビストという資格が確立されておらず、その専門性も広く認知されているとは言い難い日本の現状において、アーキビスト養成のためにもその地位を確立することが必要だと論じている。また、国際文書館評議会の「アーキビストの倫理綱領」を紹介することにより、アーキビストの役割の大きさを説いている。

アーキビストとは…／アーキビストは専門職／職業倫理の提言 「月刊IM」4月号

情報公開法関連記事

1月末から3月初旬にかけて数多く掲載された情報公開法に関する論説や解説等の見出しを掲載しました。

発行日	新聞名	記事見出し
H.11.1.25	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 「知る権利」ガード堅い自民 自治体に先越され
H.11.1.26	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 手数料の壁に風穴を 43道府県は無料 米は3段階方式
H.11.1.27	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 東京地裁限定に異議 国への不服提訴 判決の偏り危ぐ
H.11.1.28	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 低い「文書管理」意識 「国民のもの」が役所内で消える
H.11.1.30	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 お粗末 国の出先機関 自治体と雲泥の差 検索方法もない
H.11.1.31	読売新聞(朝)	解説と提言 情報公開法案 実質修正へ 「善意の利用」念頭に 提訴地・手数料で配慮を
H.11.2.1	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 特殊法人は「検討課題」 天下りや独占 問題山積に批判
H.11.2.3	中日新聞(朝)	社説 21世紀を開く最重要課題だ 情報公開法
H.11.2.3	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 原則公開 通達で「非公開」企業秘密に遠慮 ヤミの中の労災認定
H.11.2.4	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 事故の真相 不明のまま 保険会社に伝えて 遺族には知らせず
H.11.2.5	朝日新聞(朝)	「使いやすく」修正論議活発 情報公開法案 「不服の裁判は地元で」
H.11.2.5	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 「秘」だらけの防衛省資料 あいまいな指定 法案もあいまい
H.11.2.7	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 教育と医療 依然厚い壁 保護条例を活用 自治体から風穴
H.11.2.11	静岡新聞(朝)	ニュース百科 情報公開法案
H.11.2.11	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 90人が参加し「市民公聴会」「今国会で成立させて」
H.11.2.12	朝日新聞(朝)	国的情報公開法案 あなたなら何点? 各界の5氏に聞く
H.11.2.12	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 浅野史郎・宮城県知事に聞く 「いい意味で役人に枠」
H.11.2.12	中日新聞(夕)	「大きな武器得た」市民団体評価 改善の必要性指摘も 情報公開法成立へ
H.11.2.13	朝日新聞(朝)	使うぞ 情報公開法 「官監視」市民に勢い
H.11.2.13	朝日新聞(朝)	社説 情報公開法 参院でさらに磨きを
H.11.2.13	読売新聞(朝)	官主導から変革の契機 行政透明化に期待 料金・提訴地拡大は課題 情報公開法制定へ
H.11.2.13	毎日新聞(朝)	社説 情報公開法案 次の目標は早期の成立だ
H.11.2.14	毎日新聞(朝)	ニュースの言葉 情報公開法案
H.11.2.14	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 青学大名誉教授 清水英夫氏に聞く 「20世紀後半の憲法革命」
H.11.2.16	読売新聞(朝)	社説 情報公開法を行革に生かせ
H.11.2.17	下野新聞(朝)	論説 情報公開法 制度は磨くことが肝心
H.11.2.17	中日新聞(朝)	社説 絶えざる論議で改良しよう 情報公開法
H.11.2.17	中日新聞(朝)	ここが知りたい政治 だれでも請求OK 都道府県に案内相談窓口 情報公開の仕組み
H.11.2.17	朝日新聞(朝)	時々刻々 官の意識変わるの? 情報公開法案 衆院を通過 「非公開」と「手数料」が壁
H.11.2.17	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 かながわ市民オンブズマン代表幹事大川隆司氏に聞く
H.11.2.21	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 弁護士清水勉氏に聞く 訴訟乱発は官僚の責任
H.11.2.22	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 元衆院議員後藤田正晴氏に聞く 「最小限の秘匿 認めよ」
H.11.2.24	毎日新聞(朝)	社説 情報公開 「知る権利」の論議が必要
H.11.2.25	朝日新聞(朝)	みんなのQ & A 情報公開法案 お上意識破る「憲法革命」 参院での再修正に期待
H.11.2.25	毎日新聞(夕)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 今から知っておきたい 情報公開の話
H.11.2.26	下野新聞(朝)	本県国會議員 今を聞く 植竹繁雄氏 成立見通しの情報公開法案 意義ある全党一致
H.11.2.26	朝日新聞(朝)	よくわかる情報公開 上 米などと比べると… 秘密のベール まだ半開
H.11.3.10	読売新聞(朝)	解説と提言 情報公開法案審議、参院へ 高すぎる料金設定 高額負担、請求制約の要因
H.11.3.12	毎日新聞(朝)	扉を開けよう情報デモクラシー'99 「想像絶する仕事量」 準備期間2年省庁大わらわ

※……………編集室注

対象新聞：「静岡新聞」「下野新聞」「中日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「自治日報」
対象期間：1999.1.21～1999.3.20

新聞

文書管理または情報公開、文書館に関する見出しを掲載しました。
太字の記事については次ページに抄録を掲載しております。

発行日	新聞名	記事見出し
H.11.1.25	読売新聞(朝)	住民基本台帳法改正案 個人情報流出を危ぐ (※シリーズ「21世紀への政策課題」)
H.11.2.2	朝日新聞(朝)	宇都宮市の公文書公開 市議会も対象に 3月議会に条例改正案
H.11.2.9	下野新聞(朝)	矢板市が情報公開要綱案 請求権、外国人にも 市職員氏名は原則開示 (※栃木県矢板市)
H.11.2.10	下野新聞(朝)	食糧費文書を原則全面公開 仙台市が基準制定
H.11.2.10	中日新聞(朝)	三重県 予算見積書を公開へ 約4000件の個別事業 積算根拠は除く
H.11.2.12	自治日報	北海道議会は“前文”で (※「知る権利」の明記)
H.11.2.13	毎日新聞(朝)	情報公開法案衆院委で可決 「知る権利」明記見送り 不服提訴場所含め 手数料など課題多く
H.11.2.17	朝日新聞(朝)	文書管理の条例制定を 栃木県に諮問機関
H.11.2.17	朝日新聞(朝)	県の情報公開制度 立案過程も公開対象案 国より踏み込む 懇談会 意見書提出へ (※栃木県)
H.11.2.17	読売新聞(朝)	情報公開法案 衆院を通過
H.11.2.19	自治日報	会議公開条例を施行へ 全国初、川崎市が4月から
H.11.2.22	毎日新聞(朝)	行政文書、ネットで公開 総務庁 検索システムを検討
H.11.2.24	下野新聞(朝)	足利市 議会も実施対象に 7月開始 情報公開条例案提出へ (※栃木県足利市)
H.11.3.3	下野新聞(朝)	情報公開条例案を上程 真岡市議会開会 (※栃木県真岡市)
H.11.3.5	読売新聞(夕)	議会独自の情報公開 宮城県会条例案可決
H.11.3.9	下野新聞(朝)	情報公開条例制定案を即決 壬生町議会が開会 (※栃木県下都賀郡壬生町)
H.11.3.11	静岡新聞(朝)	県議会 本会議、委員会は原則公開 検討委が議長に答申 (※静岡県)
H.11.3.12	静岡新聞(朝)	都議会の情報公開条例可決
H.11.3.12	自治日報	宮城県がトップに 市民オンブズマン 情報公開度ランキング
H.11.3.12	自治日報	外郭団体に努力義務 宮城県 県の情報公開条例も改正
H.11.3.12	自治日報	公開条例、抜本改正へ 愛知県
H.11.3.15	毎日新聞(夕)	産廃出した事業者今後は公開します 埼玉県が方針
H.11.3.17	朝日新聞(朝)	提訴先、那覇地裁も 参院野党、再修正要求へ 情報公開案
H.11.3.19	中日新聞(夕)	公文書目録ネット公開 (※国立公文書館)
H.11.3.19	自治日報	「知る権利」を明記 埼玉県議会 議会独自の情報公開条例

※……………編集室注

対象新聞：「静岡新聞」「下野新聞」「中日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「自治日報」
対象期間：1999.1.21～1999.3.20

文書管理の条例制定を 栃木県に諮問機関

栃木県知事から情報公開制度のあり方について諮問されている県情報公開懇談会は2月16日、文書管理を適正に行うための条例を制定するよう、県に求めることを決めた。懇談会はこの日、県の情報公開制度の見直し点についての「意見書」の内容をまとめ、行政文書の作成義務や分類、保管・保存、廃棄に関する基準などを条例で定めるように求めている。実現すれば全国初の試みとなりそうである。

(朝日新聞 2月17日 朝刊)

情報公開法案 衆院を通過

国の行政機関に文書の公開を原則義務づける情報公開法案は、2月16日の衆院本会議で全会一致で可決され、参院に送付された。同法案は衆院では内閣委員会で審議されたが、参院では総務委員会で審議される予定である。今後は非公開決定に対する不服訴訟提起地の拡大問題や、手数料負担の軽減など、衆院段階で付帯決議にとどまった事項を法案本体にとり込むかどうかなどが与野党協議の焦点となる。

(読売新聞 2月17日 朝刊)

行政文書、ネットで公開 総務庁 検索システムを検討

総務庁は、文書をファイル化し、データベース化する作業を進めていたが、情報公開法が成立する見通しとなったことを受けて、現在非公開となっている国の行政文書を含む目録について、インターネットで検索できるシステムの検討を行なっている。実現すれば、誰でもパソコンを使って自宅にいながら文書検索することができる。現在、目録やファイルの作り方などについて各省庁と協議を進めている。

(毎日新聞 2月22日 朝刊)

県議会 本会議、委員会は原則公開 検討委が議長に答申

静岡県議会が自ら情報公開に取り組むため、昨年7月に設置された情報公開検討委員会は3月10日、本会議や委員会を原則公開とし、情報公開の法的根拠を条例とするなどとした検討結果を議長に答申した。答申は4月の県議選で改選された新議員に引継ぎ、さらに検討したうえで、できるだけ早い時期の法制化を目指したいとしている。

(静岡新聞 3月11日 朝刊)

公開条例、抜本改正へ 愛知県

神田真秋愛知県知事は3月2日の県議会本会議で、1988年に制定以来、一度も本格的な改正が行われていない県公文書公開条例について「できるところから手をつけたい。できるだけ早い時期に改正したい。」と述べ、6月議会で同条例を一部改正した上、9月議会以降に抜本改正する考え方を明らかにした。6月の一部改正では、公開の対象範囲をできるだけ広げる方針で、その後の抜本改正では、目的に「知る権利」を明記するかどうかなどが検討される見通しである。

(自治日報 3月12日)

編集後記

情報公開制度において最も重要なのはその目的ではないでしょうか。ここでいう「目的」とは情報公開条例の第1条におかれ「目的」ではなく、実際にその団体がなぜ情報公開条例を制定したのか、情報公開制度によって何を目指しているのかということです。これは、前回の大東市の特集、今回のニセコ町の特集を通じて痛感したことです。

自治省の調査によれば平成9年4月から平成10年4月までの1年間に約200の団体が条例を制定しています。

益田耿明

情報公開法案が衆院で可決されました。参院の修正協議ではまだ合意にいたっていません(平成11年4月12日現在)。今後もしばらくは要注目です。新聞やTVのニュース番組等でも衆議院通過とともに一斉に情報公開法を特集していました。当編集室でも通常の新聞記事紹介とは別に、情報公開法に関する記事を紹介するページを設けたところ、思った以上に件数が多く、スペースとの関係で文字が小さくなってしまいました。見にくいかと思いますがご了承下さい。

三井岳夫

文書管理通信 No.44.1999.5-6 (隔月発行)
発行日………1999年5月1日
発行人………八木 弘恭
発行所………文書管理通信編集室
〒420-0804 静岡市竜南2丁目11-43
アクト・オムビル
(豊工業複写センター内)
TEL (054) 248-4611
FAX (054) 248-4612
ちゅうせいしきようし
中性抄用紙(冷水抽出法pH6.5~7.5)使用
発行部数 1000部

表紙:望月通陽「円周の羊 望月通陽作品集」(1996.12.10 新潮社)より